ブレグジット交渉の争点と進捗状況

2019年6月3日 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部欧州ロシアCIS課

本資料の第三者への提供はお断りします。また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

ポイント解説(5月31日時点)

これまでのブレグジット交渉及び同関連で決まったことは?

在英国のEU機関の移転先が2017年11月20日に決定(2頁)。

EU・英国間で合意した離脱協定案と協定に添付される政治宣言案を2018年11月25日の臨時欧州理事会(EU首脳会議)にて承認。離脱協定案では、双方市民の権利保障、移行期間、英国のEUに対する清算金の支払い、アイルランドと北アイルランドとの国境問題のバックストップ等について規定。政治宣言案では、経済関係や安全保障等、EUと英国との将来関係の枠組みに合意(7~10頁)。

今後、注目すべき点は?

政府レベルで合意された離脱協定案は、英国及びEUそれぞれの議会での批准が必要。英国では2019年1月15日の議会での離脱協定案を否決(11~12頁)、3月12日に再び否決。その後、英国議会はノー・ディール離脱を否決、EU離脱日の延期申請を可決。英国政府は6月末までの離脱延期を要請。欧州理事会は条件付きで4月12日か5月22日までの延期を承認。英国議会による3月29日の3度めの離脱協定案否決を経て、離脱日は4月12日までとなった。英国政府は4月5日、6月30日までの離脱日延期をEUに再要請。 欧州理事会は4月10日、最長10月31日までの延期に合意、それ以前に協定案が批准された場合はその翌月1日に離脱。メイ首相は6月3日の週に議会で採決する離脱協定法案について、議会支持獲得のため新たな提案を5月21日に打ち出したが与野党からの反発を招き、保守党の党首を6月7日に辞任する意向を5月24日表明。 今後の新党首選に注目が集まっている(13~16頁)。

英国とEUの将来関係はどうなるか?

英国とEUとの将来関係の正式交渉開始は、英国がEUを離脱してからとなる。英国議会及び欧州議会において離脱協定案が批准され合意に基づいて離脱した場合は、移行期間が確保され、政治宣言をベースに同期間内に新協定の妥結・発効を目指す。他方、EUとの合意なき離脱となる場合、移行期間はなく、将来関係(9~10頁)の正式交渉開始前に英国がEUを離脱する。

【英国】特別なパートナーシップを締結

【EU】FTAを締結、「いいとこどり」は認めない







在英・EU機関の行方



欧州医薬品庁(EMA)

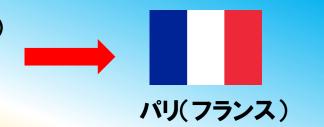






欧州銀行監督局(EBA)





【EMAとEBAの移転手続き】

- > 立候補の締め切り: 2017年7月31日 ⇒分析・評価を理事会事務局と加盟国に送付: 9月末まで
- > 決定のタイミング: 同10月17日のEU一般問題理事会で協議、同11月20日の同理事会で決定
 - ①選定基準:英国のEU離脱日に移転した機関の機能が保障されること
 - ②全加盟国の首都からのアクセスが容易であること
 - ③機関職員の子弟にとっての適切な教育機関が存在すること
 - ④現在及び将来の職員の家族の社会保障や医療ケア、雇用機会のニーズを満たせること
 - ⑤ 当該産業界の継続性を維持できること
 - ⑥欧州機関の地理的なバランスを考慮
- > 欧州委は提案した2機関移転に関するEU規則案を欧州議会が2018年10月5日に採択、これを受け EU理事会は同11月9日に承認した。英国のEU離脱と同時に発効予定。

想定される英国のEU離脱交渉スケジュール

6月26日 英国 在英EU市民の権利保護に関する基本方針を公表 7月17日、8月28日、9月25日、10月9日の各週および11月9~10日第2~6ラウンドのブレグジット交渉を実施 11月20日 EU一般問題理事会、EU専門機関の移転先を決定 12月14~15日 欧州理事会、第一段階の交渉に「十分な進展」を認め、第2段階に移行するためのガイドラインを採択 1月29日 EU一般問題理事会 移行期間に関する交渉指令を採択 2月28日 欧州委員会 離脱協定素案を発表 3月 7日 欧州理事会 将来関係に関するガイドライン案を加盟国に提示 3月19日 離脱協定素案の一部で合意(移行期間に関するものを含む) 3月22~23日 欧州理事会 将来関係に関する交渉ガイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 将来関係に関する交渉ガイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 将来関係に関する方がカイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 将来関係に関する方がカイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 阿来関係に関する方がカイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 阿来関係に関する白書を発表 9月20日 非公式欧州理事会 臨時理事会の11月開催を示唆 10月18日 欧州理事会 交渉の進捗を不十分と評価		3月29日 英国 正式にEU離脱を通知 3月31日 欧州理事会 交渉ガイドライン案発表→欧州委員会 ガイドライン作成 4月 5日 欧州議会 離脱交渉の最終合意を承認する場合の基本条件を採択 4月29日 特別欧州理事会(27ヵ国)交渉ガイドラインを承認 ◆ 5月22日 EU一般問題理事会 EU交渉(権限)指令を採択 6月 8日 英国 下院総選挙		
2月28日 欧州委員会 離脱協定素案を発表 3月 7日 欧州理事会 将来関係に関するガイドライン案を加盟国に提示 3月19日 離脱協定素案の一部で合意(移行期間に関するものを含む) 3月22~23日 欧州理事会 将来関係に関する交渉ガイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 7月12日 英国 EU離脱後のEUとの将来関係に関する白書を発表 9月20日 非公式欧州理事会 臨時理事会の11月開催を示唆 10月18日 欧州理事会 交渉の進捗を不十分と評価	2017年	6月26日 英国 在英EU市民の権利保護に関する基本方針を公表 7月17日、8月28日、9月25日、10月9日の各週および11月9~10日 第2~6ラウンドのブレグジット交渉を実施 11月20日 EU一般問題理事会、EU専門機関の移転先を決定 12月14~15日 欧州理事会、第一段階の交渉に「十分な進展」を認め、	①在英EU市民·在EU英国民の 権利保障 ②英国の対EU債務義務 ③その他諸問題	
11月14日 欧州安貞会 文彦安結、欧州理事会へ文彦の決定的進彦を勧告 11月25日 臨時欧州理事会 離脱協定案を承認 12月11日 英国 下院採決延期 12月13日 欧州理事会	2018年	2月28日 欧州委員会 離脱協定素案を発表 3月7日 欧州理事会 将来関係に関するガイドライン案を加盟国に提示 3月19日 離脱協定素案の一部で合意 (移行期間に関するものを含む) 3月22~23日 欧州理事会 将来関係に関する交渉ガイドラインを承認 6月29日 欧州理事会 7月12日 英国 EU離脱後のEUとの将来関係に関する白書を発表 9月20日 非公式欧州理事会 臨時理事会の11月開催を示唆 10月18日 欧州理事会 交渉の進捗を不十分と評価 11月14日 欧州委員会 交渉妥結、欧州理事会へ交渉の決定的進捗を勧告 11月25日 臨時欧州理事会 離脱協定案を承認	・暫定・移行措置についての協議 ・EU・英国の将来関係の枠組みに	

想定される英国のEU離脱交渉スケジュール

	1月15日 <mark>英国</mark> 下院が離脱協定案を否決 3月12			
	~14日 英国 下院が離脱協定案を否決、3月29日のノー・ディール離脱を否決、離脱日の延長を可決			
	3月19日 EU一般問題理事会 EU27カ国の欧州理事会に向けた方針準備			
	3月20日 英国 欧州理事会に離脱日の6月30日までの延長を要請			
	3月21日 欧州理事会 英国での3月最終週の離脱協定案可決の有(5/22)無(4/12)により異なる			
2019年	離脱日を合意			
	3月29日 英国 下院が離脱協定案を否決、EU離脱日は4月12日に			
	4月 5日 英国 欧州理事会に離脱日の延期を再要請			
	4月10日 特別欧州理事会 最長10月31日までの離脱日の延期を合意			
	5月24日 英国 メイ首相が6月7日に辞任する旨表明			
	欧州議会審議・同意手続き EU27ヵ国審議 EU理事会での承認 <u>離脱日延長期限</u> (2019年10月31日)			

EU離脱交渉の体制

英国側

テレーザ・メイ首相

EU離脱省

スチーブン・バークレイ EU離脱相



EU側

ジャン=クロード・ユンケル委員長

欧州委員会

ミシェル・バルニエ首席交渉官 (フランス・右派政治家) 指令で定められた 権限(P22)に 基づき交渉

英国・EUが合意した離脱交渉体制 (6月19日発表資料などを基に作成)

- ・全体会議と3つの交渉部会(市民の権利、財政問題、その他諸問題)による会合を実施。アイルランド・北アイルランドの国境問題に関する協議は、調整役の管轄下で実施。
- ・全体会議は、交渉プロセスの全責任を負い、相応しい指示ができる双方の首席交渉官および/または調整役によって、 共同で司会進行が進められなければならない。
- ・首席交渉官は、追加の作業部会や、下部部会、分科会 セッションの設置を決定できる。
- ・交渉会合における協議のためのテキストは、可能であれば 少なくとも1週間前には共有されなければならない。
- ・交渉官は要求に応じ、交渉会合と交渉会合の間に交渉準備 のための会合を設けることができる。



欧州議会

ブレグジット問題 対策チーム

ギー・フェルホスタット 座長 (ベルギー・元首相) インプット (提言) ■

随時情報

提供

報

ドナルド・トゥスク常任議長

欧州理事会(EU首脳会 議)&EU理事会

英国に関するタスクフォース

ディディエ・セーウス (EU理事会事務局長、 ベルギー・外交官)

「離脱協定」に は同議会の同 意が必要

- ・交渉ガイドラインの採択、更新
- ・27ヵ国の調整などを担当

英国のEU離脱交渉の経緯

<EU(欧州委員会)の立場>

〇第一段階の全ての項目について、十分な進展(sufficient progress)が担保された場合に限り、

通商交渉を含む次の交渉段階に進む →2017年12月14~15日欧州理事会にて「十分な進展」があったと承認

OEUと英国の将来の経済関係を定める通商協定交渉は英国の離脱完了後に正式スタート

第一段階(2017年12月8日付共同報告書)

- ・全てが合意されるまで、何も合意されない方式。
- ・本報告書の内容は、離脱協定に詳細に反映されなければならない。 第2段階の交渉で移行措置が合意される場合に適切となる法の適用を予断 するものではなく、将来関係の枠組みについての議論の権利を放棄するもの ではない。
- ①在英EU市民·在EU英国民の権利保障

ブレグジット以降も、双方市民の権利水準は変わらない(詳細な条件について公表)。英国に暮らすEU市民がブレグジット以降も同等の権利保障を得るための行政手続きは透明性を確保し、円滑・簡易なものとする。

②アイルランドとの国境問題

「ベルファスト合意」(1998年)の遵守。本問題は英国・EUの将来関係の交渉の中で解決することを目指す。それが難しい場合には、特例措置を検討する。両者は、EU法で与えられる自然人の権利を完全に尊重しつつ、英国とアイルランドとの国境線の自由化を担保する「共涌旅行区域(CTA)」の継続を目指す。

③財政問題の解決(清算)

財政問題解決の方法について合意。

(含まれる項目や、計算方法などについて公表)

※英国財務省は350~390億ポンドと試算。英国予算責任局は3月13日、 371億ポンド(414億ユーロ)との試算を発表(経済財政見通し)

第二段階 _____

- ・2020年12月末までの移行期間設置で合意
- ・EU・英国の将来関係の枠組みについての事前協議が開始(4月~)
 - ※実際の交渉は離脱後
- -EEA (ノルウェー)型 × (主権の制限と拠出金のコストの対価として、 EU単一市場へのアクセス権を維持) -CETA (カナダ)型 ×
- -CETA(カナダ)空 × (EU単一市場へのアクセス権を持たないが 移民制限等が可能)

2017年9月22日 メイ首相スピーチ 「(EEA型でもCETA型 でもなく)緊密な経済 パートナーシップを築きつ つ、これまでと異なる権利 と義務のバランスを保持 する新たな枠組みを模索

すべきし

英国のEU離脱後 (2019年3月29日)

英国・EUの 通商協定の交渉開始

通商協定の発効は 移行期間(2020年 12月末まで)終了後

離脱協定案および政治宣言の承認

●2018年11月14日 EU及び英国の交渉官レベルで離脱交渉に合意

→欧州委員会は、「交渉に決定的な進捗があった」ことを欧州理事会に勧告

英国の閣議は、離脱協定と政治宣言の実務レベルの合意文書を承認

●2018年11月15日 離脱協定案の加盟国レベルでの協議のため、11月25日に臨時欧州理事会の開催を決定

●2018年11月25日 臨時欧州理事会にて、離脱協定案と政治宣言を承認

離脱協定案		
共通規定		
市民の権利		
離脱規定		
移行期間		
財政規定		
機関的·最終規定		

付随書(プロトコル)

- ・アイルランド/北アイルランド
- ・キプロス英国主権基地領域
- ・ジブラルタル

<市民の権利>

- ・移行期間終了までに合法的に英国に居住しているEU市民、EUに居住している英国市民は、 その後も滞在が可能。
- ・5年間居住すると、永住権を持つ。家族も同様に保護される。
- ・英国では、EU市民は新たな居住ステータスを取得する必要がある。EU加盟国は、英国市民に 居住ステータスの取得を求めるかどうかの選択ができる。同ステータス申請手続きは簡素で、 無料もしくは同様の申請手続きの手数料を上回らない。
- ・EU市民は英国で、英国民はEUで移行期間終了までに承認された専門資格は、移行期間終了 後も認められる。
- ・離脱協定の下、英国に居住するEU市民は、現在と同様の労働、学習、社会保障アクセスの権利 を有する。

<移行期間>

- ・移行期間は2020年12月まで。一度のみ最大1年もしくは2年の延長が可能。
- ・英国は、幾つかのEU機構・機関の会合に参加可能。
- ・英国は移行期間中、第3国との協定の交渉、署名、批准が可能。EUの承認がない限り、協定の 発効もしくは暫定適用は移行期間後。
- ・移行期間中は、水域へのアクセス、漁獲割り当ては2020年まで現行通り。英国は独立海洋国家 として2020年に2021年の、それ以降毎年翌年の漁業協定について交渉する。

<財政規定>

- ・英国がEUに支払う清算金は、350億~390億ポンドと試算。確定金額は、今後の状況変化に 左右される。
- ・英国は2019年及び2020年はこれまで通り拠出金を支払い、割戻金を受領する。

(出所)欧州理事会、英国政府

離脱協定案

●離脱協定案の附属書(プロトコル)にて、アイルランドと北アイルランドについて規定。

<アイルランド/北アイルランド附属書の焦点>

- ·共通旅行領域(CTA)の継続
- ・ベルファスト合意で保障された権利、セーフガード、機会の均等の維持
- ・単一電気市場(Single Electricity Market)の法的根拠の継続
- ・政治、経済、安全、社会、農業における(アイルランド島の)南北及び東西協力関係の保護

<バックストップの概要>

- ・移行期間終了までに、アイルランドと北アイルランド間のハードボーダー回避策を導入できない場合、バックストップを発動。
- ・EU及び英国で組織する合同委員会は、2020年7月1日より前であれば、一度だけ移行期間を最大1年もしくは2年の延長を決定することが可能。
- ・欧州理事会(EU首脳会議)は12月13日、バックストップはアイルランド島内の「ハードボーダー」を回避するための保険的措置であり、移行期間中の新協定締結に向け速やかに交渉すること、バックストップが適用された場合もあくまでも解決策が見つかるまでの一時的な措置であり、バックストップに代わる協定の締結に向け最善を尽くすこと、を確認。

英国全土の取決め	・EUと英国全土を単一の関税区域とする。これにより、EU域外には対外共通関税・共通通商政策を適用し、 域内ではアイルランド・北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間での関税、数量割当、原産地規 則等の関税手続きを回避。
北アイルランド単独の 取決め	・北アイルランドでは、工業製品、環境、農産品等に関してEU規制を適用。 ・通関手続き等は、EU関税法典(UCC)に従う。これにより、アイルランド・北アイルランド間の検査を回避し、 北アイルランド製品がEU単一市場で自由な流通を可能に。
検査の手法	・北アイルランド・グレートブリテン島の間での検査は、工業製品は一部例外を除き英国当局による市場視察ま たは事業者の敷地内で実施。
公正な競争条件の 担保	・英国、EU双方は環境、労働に関する規制を現行水準より緩和せず、英国は国内規制をEU規制に整合。 ・補助金に関する規定を調和させ、英国はEUの取決めを適用。
解除	・英国・EUは移行期間終了後にいつでも、理由を添えてバックストップの解除を相手方へ通知可能。 ・英国・EU双方からなる合同委員会は、通知後6ヵ月以内に閣僚レベル会合を開催し、1998年のベルファスト 合意により設立された機関の意見も踏まえ、英国とEU双方にバックストップの全て又は部分的な解除を勧告。

政治宣言

●政治宣言は離脱協定に添付される文書で、経済や安全保障などに関するEUと英国の将来関係の方向性を示す。

第1編 導入準備	 協力の基礎:将来関係は、英国が「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」の枠組みを尊重し継続的な義務を組み込む。欧州委員会は英国の離脱後、データ保護の同等性を評価し、2020年末までにデータ移転の可否の決定を下す。 共通利益の分野:英国がEUプログラムに参加する一般原則、条件を制定する。欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加も検討。文化、教育、科学、イノベーション分野でのベストプラクティスや専門家を共有。英国と欧州投資銀行の協力の検討。
第2編 経済パートナーシップ	次ページ
第3編 安全保障パートナーシップ	 目的・原理:地理的近接性と国際犯罪やサイバー攻撃などの脅威増大を考慮した広範で包括的で均衡のとれた枠組み。 犯罪に関する法執行と司法協力:データ交換、法執行当局間での運営協力と犯罪に関する司法協力、マネーロンダリングとテロ資金提供の防止の3分野に係る将来枠組みの構築。 外交・安全保障・防衛:制裁、欧州連合部隊、防衛力の発展その他に関する対話と協調を通じた、野心的で緊密かつ持続的な協力関係。 テーマ別の協力:サイバーセキュリティ、市民保護、医療保障、違法移民、テロと暴力的過激派への対策のテーマ別協力。 機密および国家機密にかかわる非機密情報:機密情報保護協定の締結。
第4編 制度的アレンジメント	 構造:将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づく。個々の分野において特定のガバナンスの取り決めを確立できる。 ガバナンス:将来関係について定期的な対話を実施し、管理・監督・実施・レビュー・改良の効率的・効果的な取り決めを確立する。英国、EUそれぞれの法令を尊重し、離脱協定に規定されている取決めに基づいて実施する。 除外条項と保護措置:将来関係は、国家安全保障について適切な適用除外を含む。
第 5 編 今後のプロセス	EU離脱後、可及的速やかに英国・EU間の将来関係の交渉を始め、交渉結果を2020年末までに発効させる。英国、EUともに北アイルランド問題の平和的解決が最重要との認識。ベスファルト合意を順守。 ・ 離脱前:正式な交渉の迅速な開始を可能にするため、準備作業に従事。北アイルランド・アイルランド間のハードボーダーを避けるための制度の検討も含む。 ・ 離脱後:将来関係を法的な形式に落とし込み、交渉を開始。交渉ラウンドと形式、交渉スケジュールに合意する。
	(山前)购州理事令 英国政府

政治宣言・経済パートナーシップ

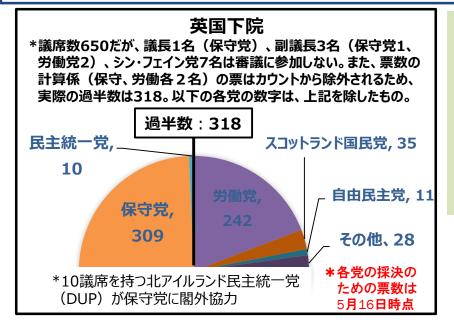
●政治宣言の「経済パートナーシップ」では、物品、サービス、投資、金融サービス、デジタル、知的財産、公共調達、モビリティ、輸送、 エネルギー、漁業など幅広い分野をカバー

エヤルイー、原来など個位がプリュー			
物品	包括的な自由貿易圏(Free Trade Area)を創出し、制度・通関において密接に協力。通関では、全品目で関税、数量割当を回避。単一関税領域により原産地規則の検査を回避。医薬品(EMA)、化学(ECHA)、航空(EASA)等のEU機関と英国機関の協力可能性を模索。英国は関連分野におけるEU基準への準拠を検討。信頼された貿易事業者(Trusted Trader)の相互承認、関税等の還付を含む通関実務に関する相互協力等を検討。		
サービスと投資	広範な分野でWTOの取り決めを大幅に上回る自由度を確保、GATS第5条に沿った取り引きを実現。市場アクセス等に関する双方の規制は内外無差別を徹底。規制の独立性は確保しつつ、不必要な制度上の要件を排除するため、透明性・効率性・互換性を最大限有する取り決めを実現。双方の国内規制の原則には、許認可手続きや通信・金融・配送・海運等の相互の利益に資する分野における共通の規定が含まれ、そのために自発的な規制調和の協力枠組みを設置。専門職の要件に関する適切な仕組みも考案。		
金融サービス	双方の規制・意思決定の独立性と、自らの利益に基づく同等性評価の意思決定の自由度を尊重。双方による同等性評価 の手続きはEU離脱後可及的速やかに着手し、2020年6月末までに完了することを目指す。		
知的財産	TRIPS協定等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供。現行の高度な保護の継続、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持、知的財産権問題の情報の交換・協力メカニズムの創立。		
公共調達	相互に利益のある分野はWTO政府調達協定(GTA)を超えて公共調達市場における機会を提供。		
モビリティ	短期訪問者の査証免除、研究・学習・訓練等による入国・滞在条件の検討、将来の人の移動を考慮した社会保障制度の 検討。商用目的での一時的な入国・滞在の取り決め。規定は英国・アイルランドの共通旅行区域を妨げない。		
輸送	<航空>包括的航空協定(CATA)による人・貨物の接続性の確保。安全性、安全保障の基準での欧州航空安全局(EASA)と英国民間航空局(CAA)の協力。<道路輸送>国際基準等の順守により同等の貨物輸送・乗客輸送の市場アクセスの確保。(鉄道)必要に応じて越境鉄道サービスの二国間協定を制定。<海上>国際的な法的枠組みを適用。安全性・安全保障は欧州海洋安全庁(EMSA)と英国海事沿岸警備庁(MCA)が情報交換し協力。		
エネルギー	<電気・ガス>電気・ガスネットワーク運営者間で技術協力を促進する枠組みを構築。<民間原子力>EURATOMと英国の幅広い分野での協力合意。<炭素価格>温室効果ガス排出取引での協力を検討。		
漁業	包括的な経済連携を推進する観点から、新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結し、特に双方の排他的経済水域へのアクセスと漁獲割当について取り決めを結び、移行期間終了後の最初の年から施行。		

のアクセスと漁獲割当について取り決めを結び、移行期間終了後の最初の年から施行。

メイ首相を取り巻く状況

- 与党·保守党は英国下院で過半数割れのため、北アイルランド民主統一党(DUP)の閣外協力を得て過半数を維持。
- ●2018年11月25日にEUと合意した離脱協定案に対して、与党内の離脱強硬派、および労働党など全野党が反発。
- ●2018年12月11日に予定していた離脱協定案の下院での採決を2019年1月15日に延期したものの、賛成202票、反対432票の歴史的大差で否決。3月13日の採決では賛成242票、反対391票、3月29日は賛成286票、反対344票でそれぞれ否決。
- ●2019年6月3日の週に英国下院で離脱協定法案の採決(事実上、4度目のブレグジット合意採決)を行う可能性?



スコットランド国民党

- スコットランドでは、2016年6月の国民投票で62%が残留に 投票
- ➤ スコットランドの雇用と経済の保護のため、EU非加盟ながら 一部を除いてEU単一市場に残るノルウェー方式を主張

(出所)英国政府、英国議会、各政党等

保守党

- ➤ 離脱強硬派はメイ首相が2018年7月に発表したEUとの将来関係に 関する白書を批判、EU・カナダFTAを基にしたEUとのFTA締結を主張。
- ➤ 2018年7月、強硬離脱派のジョンソン外相(当時)、デービスEU離脱相(当時)が辞任。同11月には、残留派のラーブ離脱相がEUとの離脱協定案に反対し辞任。
- ➤ 2019年2月、メイ首相のEU離脱方針に反発して4議員が離党。 うち3議員は労働党離党議員と合流し「独立グループ」(TIG)を形成。 同年4月には新党「チェンジUK」を結党
- ▶ 2019年4月、審議にて妥協を拒否する党内議員を非難し1議員が離党。



民主統一党(DUP)

▶ 北アイルランドのみに製品基準 等に関するEUルールを適用す る離脱協定案のバックストップ に反発

最大野党·労働党

- ▶ EUとの強固で協力的な将来関係、EU単一市場・関税同盟と全く同様の利益等、政府によるEUとの離脱協定を認めるための6基準を設定
- EUとの恒久的関税同盟、単一市場に近い関係、EUの労働者保護・ 環境規制への連動などを主張
- ▶ 2019年2月、党指導部のEU離脱方針等に反発し8議員が離党

2019年1月15日 英国下院、離脱協定案を否決

賛成202票 反対432票

2019年1月21日 メイ首相、ブレグジット方針案を発表

- ・ノー・ディールを避けるには、離脱協定案を承認しかない。離脱日の延長は、決断時期を遅らせるだけ。
- ・政府の義務は1度目の国民投票での決定を実現すること。EU残留は国民投票の結果に反するもので、議会がとるべき行動ではない。
- ・バックストップについて、北アイルランドの民主統一党(DUP)を含む各党と協議を重ね、その結果をもってEUと再協議する。
- ・EUとの将来関係の交渉にあたって、政府は交渉マンデート(権限委任)を議会から得る。また、北アイルランドはじめ 各地の代表者、企業、市民社会や貿易団体等、議会の外の関係者の声に耳を傾ける。
- ・EUの離脱により、英国の労働者の権利をはじめとする社会や環境の基準を維持することを確約する。
- ・英国に居住するEU市民が今後必要になる英国居住許可を取得する際の手数料を無料にする。

2019年1月29日 英国下院、ブレグジット方針を採決

メイ首相のブレグジット方針案に対する7つの修正案のうち、以下の2案を可決。

提出者	内容
保守党、労働党議員等超党派	ノー・ディールの回避を要求
保守党議員	バックストップを代替案に置き換えることで、修正後の離脱協定に基づく円滑な離脱を支持

否決された修正案(一部)

- ・ノー・ディール回避のため議会に十分な時間を与え、恒久的関税同盟・EU単一市場に近い関係、2度目の国民投票実施等の 代替案を議会で審議・採決させることを要求(提出者:労働党執行部)。
- ・2月26日までに離脱協定が議会で承認されない場合は、離脱日の延期を模索することを首相に要求(提出者:労働党議員、 保守党議員等の超党派)。

2019年2月14日 英国下院、ブレグジット方針を採決

政府は、議会に以下を要求する動議を提出

- ①2月12日のメイ首相の声明を歓迎する
 - ・EUとの協議を継続し、新たな合意に達し次第、改めて離脱協定案を議会で採決
 - ・議会承認を得られない場合、2月26日新たな政府方針案を提示し、翌27日に関連動議を採決
- ②1月29日の議会のブレグジット方針を改めて支持する
 - ·11頁参照
- ③バックストップに関する英国・EU間の協議の継続を承知する

議会は、賛成258、反対303票でこれを否決するも、今回の採決に法的拘束力なし。

2019年2月27日 英国下院、ブレグジット方針を採決

メイ首相のブレグジット方針案に対する4つの修正案のうち、以下の2案を可決。

提出者	内容	
保守党、労働党議員等超党派	2月26日にメイ首相が表明した以下の方針を確実に実行することを要求 ①EUとの再協議を経た合意案に対する議会採決を3月12日までに行う ②①が否決された場合、ノー・ディールで3月29日にEUから離脱することの是非を3月13日までに議会で問う ③②が否決された場合、最長で6月末まで離脱を延期することについて採決を3月14日に行い、可決されればEUに延期を要請し、関連国内法を変更する	
保守党	離脱協定の第2章に規定された市民の権利を保護するため、早期にEUと共同の委員会を立上げ、EUとの交渉結果にかかわらず権利の保護を実行することを要求	

否決された修正案

- ・恒久的且つ包括的なEU関税同盟への参加、EU単一市場との緊密な関係を確保するために、EUと政治宣言について交渉する ことを要求(提出者:労働党)
- ・離脱時期に関係なく、ノー・ディールの回避を確約することを要求(提出者:スコットランド国民党)

2019年3月12日 英国下院、離脱協定案を否決

賛成242票 反対391票

2019年3月13日 英国下院、EUからのノー・ディール離脱回避を可決

・政府は「3月29日に」ノー・ディールでEUを離脱することの是非を問うとしていたが、親EUの超党派議員が「3月29日 に限らずいつであっても」ノー・ディールを回避する修正動議を提出、賛成321票、反対278票で可決。

2019年3月14日 英国下院、離脱延期を可決

- ・政府は3月20日までに離脱協定案が可決された場合、関連法整備のため6月末までの延長をEUに対して要請。 他方、離脱協定案が3月20日までに否決された場合は、長期間の延長が必要となる旨等を議会が承知することを条件付け。

2019年3月20日 英国政府、EUに離脱延期を申請

- ·3月18日、英国下院のバーコウ議長が3月12日に否決された離脱協定案と実質的に変わらない内容の協定案を採 決に書けることはできないとの裁定を発表。
- ・これを受け、政府は議会での採決を行わないまま、EUに対して6月末までの離脱延長を要請。

3月21日 欧州理事会

英国下院が3月最終週に離脱協定案を可決した場合、5月22日までの離脱延期を認める。可決できなかった場合、4月12日までの離脱延期を認め、英国にこの日より前に離脱方針を示すことを求める。

2019年3月25日 英国下院、議会が政府に代わり主導権を握る動議を可決

- ・メイ首相は、3月26日に実施可能性があった離脱協定案の3度目の採決延期を発表。
- ・超党派が提出した、3月27日の議会での議事進行を議会が政府に代わって行うことを求める動議が可決。

2019年3月27日 英国下院、代替案を否決

議会が主導し、離脱協定案に代わる8代替案の採決が行われたが、いずれも過半数の支持を得られず。

採決された代替案(一部)

提出者	概要	賛成	反対
超党派	EUとの恒久的関税同盟の実現を離脱協定・政治宣言に盛り込む	265	271
超党派	議会が可決した離脱協定・将来関係枠組みの発効・批准には、国民投票での支持が必要	268	295
労働党執行部	EUとの恒久的関税同盟および単一市場に近い関係、EU労働者保護規制への連動等	237	307

2019年3月29日 英国下院、離脱協定案を否決

政府がEUと合意した離脱協定案と政治宣言案のうち、離脱協定案のみを下院が採決するも、賛成286票、 反対344票で否決。

2019年4月1日 英国下院、代替案を否決

議会が主導し、政府の離脱協定案に代わる4代替案の採決が行われたが、いずれも過半数の支持を得られず。

採決された代替案

提出者	概要	賛成	反対
超党派	EUとの恒久的関税同盟の実現を離脱協定・政治宣言に盛り込む	273	276
超党派	議会が可決した離脱協定・将来関係枠組みの発効・批准には、国民投票での支持が必要	280	292
超党派	欧州自由貿易連合(EFTA)再加盟により欧州経済領域(EEA)に参加、バックストップ代替措置 導入までは一時的な包括的関税取決めを実現。	261	282
超党派	離脱2日前までに離脱協定の国内法制化が完了しなければ再度EUに延長要請、離脱前日までに延長合意できなければノー・ディールの是非を採決。否決されれば政府は離脱を撤回し、3ヵ月以内に英EU双方受入れ可能な将来関係案を提案、同案のEUとの再交渉について国民投票実施。	191	292

2019年4月3日 英国下院、離脱延長法案を否決

超党派が提出した、EUに対する離脱延長要請を政府に義務付ける法案を下院が賛成312票、反対311票で可決。

2019年4月5日 英国政府、EUに離脱延期を再要請

メイ首相は、トゥスク欧州議会常任議長に対する書簡で、離脱を6月30日まで延長することを要請。5月23日からの欧州議会選挙の前の離脱スケジュールを望む一方、それが不可能な場合は、欧州議会への参加の準備を行うと言及。

4月10日 特別欧州理事会

- ・最大で2019年10月31日までの離脱延長を認める。
- ·10月31日よりも前に英国及びEUが離脱協定案を批准した場合は、その翌月1日に英国は離脱する。
- ・英国が5月22日までに協定案を批准できない場合は、英国は欧州議会選挙に参加する。英国が選挙に参加しない場合は、5月31日をもって離脱延長を終了する。
- ・6月の欧州理事会にて、進捗状況を確認(review)する。
- ・英国はいつでも離脱通知を撤回する権利を有する。

2019年5月21日 メイ首相、6月3日の週に離脱協定法案を可決させるべく、10項目の新提案を発表。

発表直後から与野党、特に保守党EU離脱強硬派から激しい反発。首相降ろしが最高潮に。閣議プロセスに反発した重要閣僚のアンドレア・レッドソム下院院内総務が翌22日辞任。

2019年5月24日 メイ首相、保守党党首を6月7日に辞任する意向を表明

次期首相が決まるのは7月中下旬になる見込み。

離脱協定法案採決に向けた英政府の新提案

分類	新提案の内容			
北アイルランド問題	 バックストップ発動回避のため、2020年末までに代替策を取りまとめる作業を行うことを法的に義務付け。 バックストップを発動せざるを得ない場合、北アイルランドとグレートブリテン島の法規制上の一体性を維持し、新たな制度を導入する場合、北アイルランド議会と同自治政府の同意を得ることを義務付け。 			
対EU交渉に関す る議会権限	・ 交渉開始前にはその目的について、交渉後は条約の内容に ついて、議会の承認を得ることを義務付け。			
労働•環境基準	労働者の権利をEU基準と同等かそれ以上の水準に維持することを確実にするための新法を導入。将来の改正は労組、経済団体と協議。最高レベルの環境基準を維持・履行するための独立機関を新設。			
EUとのモノの貿易	 EU単一市場から離脱し、移動の自由に終止符を打つことを前提に、EUとのモノの貿易における国境手続きを最小化することを政府に義務付け。 工業製品、農産品・食品についてはEUとの共通ルールを維持。 独自の通商政策を確保しつつEUとの関税同盟の利益を享受する政府案か、EUの通商政策に発言権を有しつつ一時的にEUとの関税同盟を実現する妥協案かのいずれかを、議会が決定できるよう法制化。 			
2度目の国民投票	■ 離脱協定法批准に先立ち、議会が2度目の国民投票の賛否 を採決することを法制化。			
政治宣言	■ 上記方針に沿うよう、EUと合意した政治宣言の修正を追求 (EUと協議)。			

与野党からの反応

民主統一党(DUP)

ナイジェル・ドッズ副党首 「離脱協定案に含まれる根本的な欠陥は変わっていない。バックストップに関する提案の多くは、 国内法を通じて悪しき合意の 悪影響を最小限にしようとするも

労働党 ジェレミー・コービン党首

の。焦点は良い合意を獲得する

「我々はこの法案を支持できない。ほとんどこれまで議論したこと の焼き直しで、本質的な変更がない」

保守党EU離脱派

ことにおかれるべき。1

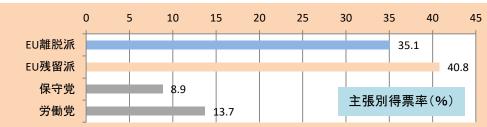
ボリス・ジョンソン前外相

「非常に不本意ながらも3度目の離脱協定案採決は支持した。しかし今、我々は関税同盟や2度目の国民投票に賛成するよう求められている。この法案は我々のマニフェストにまったく反する」

欧州議会選挙はブレグジット党が大勝

- ・ 5月23日、英国で欧州議会選挙を実施。ブレグジットが実現していれば実施されないはずだったが、2度に わたる離脱延期でEUに留まっているため、選挙への参加が確定。
- 新党のブレグジット党が29議席で大勝。2度目の国民投票を経てEU残留を目指す自由民主党が16議席で2位に。対して保守党、労働党は2桁減となり、国政の2大政党は共に敗北。





(注) その他諸党は除く。

EU離脱派:ブレグジット党、DUP、UKIP、TUV、UUP

EU残留派:自由民主党、緑の党、SNP、プライド・カムリ、シン・フェイン、同盟党、

チェンジUK、SDLP

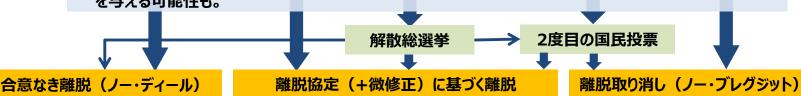
英国側からみた今後の想定され得るシナリオ(5月31日時点)

EUとの交渉

2018年11月25日の臨時欧州理事会で離脱協定案および政治宣言を承認。

英国下院での審議

- ・ 採決を2018年12月11日から2019年1月15日に延期、賛成202票、反対432票で否決。
- ・ 政府案に反対する与党・保守党議員は60~80名程度とされたが、118名が反対に投票。
- ・ EU単一市場や関税同盟との強固な関係を望む野党・労働党は、3名を除き反対に投票。
- 過半数割れの保守党に閣外協力する北アイルランドの民主統一党は、全議員が反対に投票。
- ・2019年1月29日にブレグジットに関する新方針を採択。
- ・ 新方針に基づき、EUとの協議を要望するが、具体案が示されていないほか、EU側は再協議に否定的。
- 2019年3月12日、離脱協定案を賛成242票、反対391票で否決。
- ・ 3月13日、EUからの合意なき離脱の回避について賛成321票、反対278票で可決。
- ・ 3月14日、離脱日の延長について賛成413票、反対202票で可決。
- ・ 3月29日、政治宣言案と切り離した離脱協定案を賛成286票、反対344票で否決。
- ・ 4月3日、政府にEUに対して離脱延長要請を義務づける法案を賛成312票、311票で可決。
- ・ 英国とEUが離脱協定案を批准した日の翌月1日、2019年10月31日(英国時間午後11時)の いずれか早い方に英国はEUから離脱
- ・ 4月3日に始まった政府と労働党の協議は、妥協を見いだせぬまま5月17日に打ち切り。
- ・ メイ首相は5月21日、離脱協定法案採決に向け10項目の新提案を打ち出すが、与野党から激しい反発。
- ・ 5月24日、メイ首相は6月7日に保守党党首を辞任する意向を明言。翌週から党首選がスタート。
- ・ 7月中下旬までに新党首が選出され、首相が交代し、新政権発足。EUに再交渉を要求か。
- ・ 欧州議会選挙(英国の投票日は5月23日)はブレグジット党が大勝。新政権のブレグジット方針に影響を与える可能性も。



欧州連合(離脱)法(European Union (Withdrawal) Act)

- ·EU離脱において確実性、継続性、コントロールを最大限にするため「欧州連合(離脱)法案」を2017年7月13日に議会に提出。
- ・離脱日の前後で最大限同じルール・法令を適用する。当初、大廃止法案(Great Repeal Bill)と呼ばれていたもの。
- ・同法案の内容について複数回の修正後、2018年6月20日に上下両院で合意に至り、同26日エリザベス女王の裁可を得て成立。

法の概要

1972年欧州共同体 法の廃止 • EU法の英国内での効力やEU法の英国法に対する優先、 EU司法裁判所(CJEU)の判断への従属などを規定する 同法をEU離脱の日に廃止

EU法の英国法への 置き換え

- 英国の法体系に直接組み込まれているEU法(規則等) をそのまま英国法に置き換え
- EU指令などを根拠に立法されている英国法の効力を維持
- CJEUの判例の効力の継続
- ・ 置き換えられたEU法と対立する新法
 6月21日の施政方針演説に盛り込まれた法案

 ・ ではいますのではいます。
 6月21日の施政方針演説に盛り込まれた法案

 ・ 対策定された場合は新法が優先
 RM世界体法療止法案

• EUとの交渉結果の反映を含む 第二次立法権の政府への付与

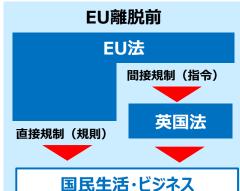
EUとの交渉結果の 下院での決議

- EU議会での離脱協定案の採決の 前に、下院で採決を実施
- 政府は、EUと合意した協定案の採決を下院が否決した場合、その日から21日以内にEU離脱交渉の方針について提案
- 2019年1月21日までに首相がEUと合意に至らなかったとの声明を出した場合、14日以内に今後の方針に関する声明を発表し、さらにその7日(議会会期)以内に中立的表現で新方針に則した動議を提出

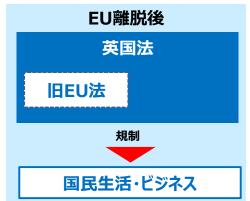
まれた法案
欧州共同体法廃止法案
関税法案
貿易法案
移民法案
漁業法案
農業法案

国際制裁法案

(出所)施政方針演説より作成







英国のEU離脱に関する通商上の主な論点

■ 英国の輸出総額の46.9%がEU向け

英国の輸出総額の46.9%はEU域内向けであり、対EU 貿易に大きく依存している。EUは輸送機器で乗用車の 10%をはじめ最大22%、化学品で最大13%、鉱物性 燃料でも最大5%などの対外関税を課している。

英国の主要輸出分野に占める対EU輸出(2017年)

(単位:100万ドル、%)

	対世界	対EU	
	輸出金額	輸出金額	構成比 (対世界)
一般機械	68,148	26,774	39.3%
電気機器	28,475	14,095	49.5%
精密機器	19,148	7,455	38.9%
輸送機器	75,982	35,300	46.5%
乗用車	41,788	17,024	40.7%
自動車部品	8,379	5,363	64.0%
化学品	77,368	42,878	55.4%
医薬品	32,530	15,797	48.6%
鉱物性燃料	34,309	21,762	63.4%
食料品	28,956	17,470	60.3%
繊維・同製品	12,557	8,912	71.0%
鉄鋼	12,328	6,258	50.8%
総額	449,596	210,995	46.9%

	英国のEU離脱: 通商上の論点	概要	ポイント
E U	関税	離脱後、EU・英国間の貿易に輸入関税が 賦課される可能性。	英国は関税同盟からも離脱し、 特別な自由貿易協定(FTA)で解 決を図りたい意向。
	製品基準・各種規制	加盟国で流通が認められた製品は全ての加盟国で流通可能、というEUの単一市場の原則が不適用になる。	英国が単一市場から完全離脱すると、離脱後に、双方の製品基準・各種規制が乖離していく可能性がある。
	サービス・金融	単一市場の原則に基づくサービス提供・金融取引の自由が制限される可能性。	金融サービスの提供が最大の関 心事項。ハードブレグジットで制限 される方向。
と英国の交	人の移動	モノ・サービス・資本と並ぶEUの4つの自由 の一つであるEU市民の移動の自由に対 し、メイ首相は制限を課す意向。	EEAでも4つの自由は不可分。移動の自由を制限する場合、EEAにも加わらない選択になる。
交涉	投資・税制	EU親子会社指令、利子・ロイヤリティ指令により免除されている在英・在EU企業間の源泉徴収課税の扱い。	租税条約の内容によっては課税 される可能性。英国の統括会社 機能に影響。
	競争法・国家補助	欧州委員会所管のカルテルやM&A審査が 英国当局の所管に。政府による補助金へ のEU規律が不適用に。	EUは英国に対し、FTA交渉の中で、EUルールと同等のレベルを求める意向。
	知的財産権	欧州共同体商標・意匠や、準備中の欧州 統一特許の制度見直しが必要に。	EUレベルで創設される諸権利に ついては立法措置により調整が 必要。
英国の対外交渉	英国と第三国との新 規FTA	離脱後、英国と第三国間の貿易に輸入関税が賦課されるため、英国としてはFTA締結を早期に進めたい意向。	各国はEUと英国間の貿易協定が 合意されなければ、英国との交渉 は難しいとの立場。
	英国のWTO交渉	英国のWTO上の関税・サービス自由化は EUとしての共通譲許であったため、WTO加 盟国との再交渉が必要。	自由化約束にはWTO全加盟国の 同意が必要となる。
(資	資料『ジェトロ通商弘報』、各種報道から作成		

2019年5月31日時点でのまとめ

【タイムスケジュール】

- ・英国とEUが離脱協定案を批准した翌月の1日、もしくは2019年10月31日(英国時間午後11時) のいずれか早い日に英国はEUから離脱
- ・英国のEU離脱時点までに、EU・英国間の新協定が発効するのは現実的には困難、新協定の発効 までには、離脱後何年もかかる可能性も
- ・2018年11月25日に欧州理事会は離脱協定案と政治宣言を承認
- ・英国の離脱日までに離脱協定案が発効するよう英国下院及び欧州議会で批准できれば、<u>2020年</u> 12月31日までの移行期間に(1年あるいは2年の延長も可能)。英国・EUは、英国のEU離脱後に 通商協定などの将来関係に関する正式交渉を開始

【ビジネス環境の変化】

- ・英国政府のポジションはEU単一市場、関税同盟からの離脱、ただし移行期間は残留
- ・英国ではEU法の適用が停止され、英国法の適用に(当初はEU法をコピーして対応)
- ・EUと英国は、物品ついては包括的な自由貿易圏を創出し、関税、数量割当、原産地規則を回避の 方向性を確認
- ・英国の基準・認証への対応(将来的に乖離する可能性)
- ・関税率はEU対外共通関税率から英国独自の関税率に

【必要となる企業の対応】

- ・英国で金融パスポート等EUライセンスを取得している企業は欧州大陸で再取得することが必要
- ・欧州医薬品庁や欧州銀行監督局など英国に所在するEU機関の移転に対する必要な措置
- ・英国に製造拠点を所持する企業は欧州大陸との間で関税やその手続きが発生することも 考慮に入れて、サプライチェーン等の見直しの機会に(ノー・ディールにも備えた対応準備を)
- ・英国に欧州統括拠点を置く企業は欧州戦略の見直しの機会に

参考

英国のEU離脱通知の主な内容

- ●英国は2017年3月29日、EUおよび欧州原子力共同体(EURATOM)からの離脱を通知
- ○欧州共同体法廃止法案により、EU法を英国法に置き換え(概要を2017年3月30日に発表)
- ○EU離脱までに新協定に合意できないと、WTOルールの下で貿易を行うことになるため、そのような事態を避けるために尽力。 経済と安全保障の両面をカバーするFTAの必要性を重ねて主張。

■今後の交渉において配慮すべき7つの原則

1	協力の精神	EUの4つの自由移動が不可分であることを理解。単一市場からの離脱理由であると説明。
2	市民ファースト	英国在住のEU加盟国民とEU加盟国在住の英国民の権利に関する早期合意を重視。
3	包括的協定を模索	経済と安全保障での協力を網羅した特別なパートナーシップ協定を、離脱協定と並行して協議していく必要性を指摘。
4	混乱の最小化	混乱と不確実性を出来る限り最小限に食い止めるため、移行期間の設定など投資家、産業界、市 民に配慮。
5	北アイルランドの和平プロセスと アイルランドとの関係	EU加盟国で唯一陸続きの国境を接するアイルランドとの間で共通旅行区域(CTA)を維持し、北アイルランド和平のためのベルファースト合意の支持を継続。
6	技術的協議の早期開始	詳細な技術的協議の早期開始と優先順位付けを要請。同時に、金融サービス分野やネットワーク産業まで網羅した野心的なFTAの締結を提案。
7	欧州の共通価値の推進と保護	自由や民主主義といった欧州各国が共有する価値観に基づき、欧州の繁栄を維持し、世界をリードする。

- (注1)背景が薄青の項目は、EUとの見解の相違が小さいもの、薄緑の項目は相違が大きいもの
- (注2)5.のアイルランドとの関係は、ベルファースト合意支持などの大枠では合意しているものの、国境手続きに対処する具体的な方法についてEUと英国の間に 見解の相違がある。
- (出所)英国首相官邸(10 Downing Street)

EUの交渉ガイドライン原案の主な内容

- ●EU理事会は2017年3月31日、英国のEU離脱に関する欧州理事会の交渉ガイドライン原案を発表
- ○全てに合意するまで何も合意しない原則、個別項目の分割交渉や個別加盟国と英国との交渉は認めない方針を堅持
- ○交渉は段階的に進める、第一段階交渉後に第二段階に進むこと、必要に応じて移行措置を模索すること、全てについて上記の 合意原則を適用する方針を提示
- ○EU基本条約50条での2年間の交渉期限が2019年3月29日で終わることも明記

●交渉の第一段階

- ○英国のEU離脱および加盟国としての約束に由来する全ての権利と義務の清算
- ・全ての法的および予算上の約束、付随するものを含んだ債務の清算
- ○英国のEU離脱による市民、企業、ステークフォルダー、国際的なパートナーへの即座の影響に関する透明性と法的な確実性の提供
- ・英国で生活(就労・就学など)するEU加盟国民の権利保障を交渉の最優先事項に。互恵・無差別の原則の下、EU域内の英国民の権利も保障
- ・英国と、あるいは英国でビジネスを行うEU企業や、EU各国と、あるいはEU各国でビジネスを行う英国企業にとって、EU法の英国への適用停止により、無法状態にならないよう交渉
- ・北アイルランドとアイルランドの国境について、EUの統一を維持しながらも、和平プロセスにも配慮し、厳格な国境とならないよう柔軟な解決策を模索
- ・キプロスに所在する英国軍基地の主権、特に同基地で働く、もしくは居住するEU加盟国民の状況に関する調整
- ・国際協定に関し、英国のEU離脱後も、EU27ヵ国がEU28ヵ国としての権利と義務を継承。第3国や関係する国際機関に対し、可能な共通アプローチができるよう建設的な対話を検討
- ・英国に所在するEU諸機関の将来の立地はEU27ヵ国で協議し、円滑な移転を図る
- ・欧州司法裁判所で英国のEU離脱日まで係争中の英国や英国企業、英国人に関係する全ての裁判手続きは法的確実性と平等な取扱いを確保するための扱いが必要。欧州司法裁判所は、これらの 手続について裁定を行う権限を有する必要がある。欧州委員会やEU諸機関で係争中の英国や英国企業、英国人に関係する行政手続きについても同様。加えて、離脱日前に起きた事実についての行 政手続きや裁判手続きが離脱後に開始される可能性にも配慮
- ・離脱協定には、同協定の適用や解釈に関する適切な紛争解決制度、離脱協定で想定し得なかった状況を処理するために必要な措置を適用できるような機能も盛り込むことが必要。これは、欧州司法 裁判所の役割を含め、自治と法的秩序を効果的に保護するというEUの利益に留意して行うことが必要
- ●交渉の第二段階
- ○EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成
- ○EU・英国間で将来関係について予備協議・準備協議に着手
- ・非加盟国に対しては、加盟国と同じ便益は提供できないが、双方の利益となる強固で建設的な関係を維持し、単なる貿易以上の包括的な関係を目指す
- ○必要に応じ、法的に可能な範囲で、将来関係構築までの繋ぎとして移行協定の確定も模索
- ・期限を限定したEU法の適用延長を検討(EU法、予算、監視、実施手段、構造の適用)
- ●将来のEU・英国関係
- ○英国のEU離脱後に初めて新協定の締結が可能
- ・欧州理事会は英国が加盟国でなくなった後に、初めて新しい協定に向けた作業を開始し、合意、締結することが可能
- ○新協定のバランスを重視
- ・英国が単一市場に参加できないため、競争法や補助金での同レベルの環境保障や、特に税制、社会政策、環境政策のダンピングを通じた不公正な競争上の利益に対するセーフガードを含めるべき
- ・将来のパートナーシップには、適切な施行や、EUの統治や特に意思決定プロセスに影響しないような紛争解決メカニズムを含める
- ○貿易以外の分野でのパートナーシップ構築を検討
- ・テロ対策、国際犯罪対策、安全保障・防衛など
- ○ジブラルタルの主権について、スペインと英国との間で合意がないと、EUと英国との間では適用する合意が英国のEU離脱後にない可能性がある

(出所)欧州理事会、EU理事会など



EU指令(欧州委への交渉権限)の主な内容

- ●EU一般問題理事会は2017年5月22日、ブレグジット交渉に関するEU指令(欧州委員会に付与する権限)を採択。
- ○交渉第一段階の目的は、①市民や産業界、関係者、国際パートナーにブレグジットの影響に関し、出来る限り確実性を付与すること、及び②英国がEU加盟国として約束した全ての権利・義務に関し、ブレグジットで生じる問題を解決すること、である。
- 〇EU理事会は、欧州理事会(EU首脳会議)で定めた交渉ガイドラインに沿って、欧州委に交渉権限を付与するEU指令を採択。

交渉項目	交渉内容
1. 市民の権利保障	①対象となる市民の定義、②保障されるべき権利の定義
2. 財政(予算)問題の解決	英国のEU加盟国期間中の義務で、 ①EU予算(EU中期予算計画や年金・付随する責務などを含む) ②条約・協定に基づく全機関・基金(欧州投資銀行、欧州開発基金、欧州中央銀行など)からの脱退に伴うもの ③EUの政策に関連した特別な基金等への英国の参加に伴うものが対象 (欧州金融監督局や欧州医薬品庁などの移転・同手続き費用も含む) 義務の計算方法、支払い方法、EU離脱後も生じる法的義務に対応する移行ルール、予算や特別な機構・基金から想定される付随義務問題の特別ルールなども交渉対象
3. EU市場に上市された物品の扱いとEU法に基づく手続き	①英国のEU離脱日前に、EU法のもとで、EU市場に置かれた物品の扱い ②EU法の下での加盟国間の民間、商業、犯罪問題での司法協力の継続 ③EU法の下での行政及び法的執行上の協力手続きの継続 ④司法・行政手続きの継続
4. EUの機能に関するその他の行政問題	EUや関連機関・基金、職員・家族などの財産、基金、資産、運営の保護に関連した必要条項
5. 英国のEU離脱協定の管理	離脱協定による約束を効果的に執行するための機構組織の構築
交渉実施のための手続き調整	EU理事会や交渉準備機関、EU交渉官などの関係を統治する詳細な調整
その他	アイルランドと北アイルランドの人の往来や在留問題、キプロスの英軍基地の扱いにも言及(英国とキプロスの2国間協定はEU法に整合)

(出所)欧州理事会、EU理事会など

EUと英国で異なる交渉方針・方法

- ○EUは英国が希望するFTAとの同時並行協議ではなく、離脱協議を優先。離脱協議の『十分な進展』後に、初めてFTAの枠組み協 議に着手
- ○市民の権利ほぼ共通認識。アイルランド・北アイルランド国境問題については具体的な解決策で異なる見解
- ※背景が緑の項目は、英国・EUの交渉方針が近い分野、黄色は同方針の隔たりが大きかったが近づいてきた項目を示す。

	項目	EUの交渉ガイドライン内容	英国のEU離脱通知レター内容		
交渉原則	交渉の秩序・ルール	・英国の秩序あるEUからの離脱を保障することが交渉の主な目的。不確実性を縮小し、突然の変化のために生じる混乱を可能な限り最小化する。 ・離脱に関する項目の交渉が『十分に』進展した後に、将来の関係についての『準備・予備』協議に入ることが初めて出来る。	・出来るだけ早く詳細な政策分野の技術的協議に着手する。EU離脱により生じる問題についてハイレベルで合意することを優先する。・しかし、将来の包括的なFTAも同時に協議、合意することが必要。		
	4つの自由移動	・単一市場における4つの自由移動(人、モノ、資本、サービス)は不可分で、『良いとこ取り』は認めない。 ・分野別アプローチを基礎とする単一市場への参加を排除することで、単一市場の統合を保護。	・単一市場メンバーであり続けることは断念。4つの自由移動は不可分で『良いとこ取り』が出来ないことを理解・尊重。 ・金融サービスやネットワーク産業のような経済関係の深い分野については、将来のFTAでカバーしたい。		
E	市民の権利	・EU加盟国民の権利保障を交渉の優先事項に。互恵・無差別の原則の 下、EU域内の英国民の権利も保障。	・市民第一で常に取り組む。英国に留まるEU加盟国民やEUに居住する英 国民の権利についての早期合意の締結を目指す。		
∪離脱協定交渉	離脱に伴う義務の 清算	・英国がEU離脱日前までに行う、あるいは行った全ての法的な予算上の約束、付随するものを含めた債務の清算。	・法の下で、かつ英国がEUとパートナーシップを継続するために、EUを離脱する英国の権利と義務について公正な清算の確定方法を協議することが必要。		
	アイルランド(注)	・アイルランド島の特別な環境に鑑み、北アイルランドとアイルランドの国境について、EUの統一を維持しながらも、厳格な国境とならないよう柔軟な解決策を模索。EUは既存の2国間合意と今後の調整がEU法と整合性のあるものにすべきことも認識。	・北アイルランドとアイルランドの間で共通旅行区域(CTA)を維持し、英国のEU離脱がアイルランドに損害を与えないことを保障することで、英国は厳格な国境に戻ることを避けたいとしている。		
移行措置	移行措置	・必要に応じ、法的に可能な範囲で、将来関係構築までの繋ぎとして移行協定の確定も模索。期限を限定したEU法の適用延長を検討(EU法、予算、監視、実施手段等の適用義務を伴う)。	・現在の関係から将来のパートナーシップに移行する際のクリフ・エッジ (崖っぷち)を避けるため、英国とEUの双方において、円滑に秩序立って新たな協定に移行するための導入期間があれば、市民や企業は便益を受けられる。プロセスの原則を早期に合意できれば、双方とも不必要な混乱を避けることができる。		

(注)アイルランドとの関係は、ベルファスト合意支持などの大枠では合意しているものの、国境手続きに対処する具体的な方法についてEUと英国の間に見解の相違がある。

(出所)欧州理事会、英国首相官邸、CICEROなど

在英EU市民・在EU英国民の権利保障

- ○2018年3月19日、英国とEUは離脱協定案の一部に合意した。
- 〇在英EU市民・在EU英国民の権利保障についての暫定合意の概要は以下のとおり。ただし、「最終的に全てが合意されない限りは、 何も合意されていないと見なす」との交渉原則のため、離脱協定全体で合意がなされるまでは、当該部分の暫定合意内容も確定 しない。
- <英国に居住するEU市民の場合>(EUに居住する英国民の場合も同条件)
- 〇離脱日までに英国に入国し、継続的に5年間継続的に居住したEU市民は、離脱協定の下で永住権の申請が可能。
- ○英国における医療、年金、その他の給付金は、離脱前と同等の待遇が維持される。

暫定合意された在英EU市民・在EU英国民の権利保障(抜粋)

主な項目	概要	
	指令2004/38/EC第16条、第17条、第18条が定める永住権を獲得するには、EU市民・英国民やその家族として、5年間の継続的・ 合法的な居住をしていることが条件。その計算には、移行期間前後の合法滞在・就業期間を含める。	
永住権	当該国を離れる期間が継続して5年間を超えると、永住権が喪失する。	
A.III	居住の連続性は、指令2004/38/ECの第16条(3)・第21条に定められるとおり。 (任意の12カ月の間に、一時的な不在期間が合計6ヵ月を越えなければ、居住の連続性に影響しない。兵役義務においては、より長期の一時的な不在が認められる。他のEU加盟国、もしくは第3国での妊娠・出産、深刻な病気、勉学、職業訓練、赴任などの重要な理由がある場合には最大で連続して12カ月まで不在期間が認められる。)	
生涯補償	離脱協定によって提供される権利は、権利保持者が条件を満たし続ける限り、生涯を通じて適用される。	
居住書類の発行 離脱協定で定められる居住に関する書類は無料で発行されるか、同様の書類を国民に対して発行する際の金額れる。		
市民の権利に関する日間法裁	移行期間終了後8年以内に英国の裁判所で始まった訴訟で、離脱協定の市民の権利の解釈に関して質問が挙がった場合、また裁判 所がその質問への決定がその訴訟において判決を下すのに必要だとした場合、英国の裁判所はEU司法裁判所(CJEU)にその質問に	

対して 予備判決を要求できる。予備判決の英国における法的効力は、EUとEU加盟国でTFEU267条に従ってなされる予備判決と

(注) 指令2004/38/ECは「EU市民およびその家族のEU域内を自由に移動し居住する権利に関する指令」

(出所)欧州委員会

判所への言及

同じ法的効力がある。

英国

EU市民の英国居住者数

ポーランド人 89万人 ルーマニア人 41万人 アイルランド人 38万人 ドイツ人 31万人 イタリア人 24万人 リトアニア人 18万人 フランス人 18万人 スペイン人 16万人 ポルトガル人 13万人

合計:366万人

居住と労働を制限

英国と同等の措置で 対応

EU27ヵ国

英国民のEU加盟各国居住者数

スペイン 29万人 アイルランド(注) 28万人 【フランス 15万人 ドイツ 10万人 オランダ 5万人 イタリア 3万人 キプロス 2万人 ベルギー 2万人 スウェーデン 2万人 ポルトガル 2万人 デンマーク 2万人

合計:106万人

(出所)国家統計局(ONS) 2017年7月~2018 年6月

(出所)国家統計局(ONS) 2017年時点



将来関係の枠組みに関するガイドライン(1)

- ●欧州理事会は2018年3月23日、離脱後の英国とEUの将来関係の枠組みに関するガイドラインを採択。
- ●「対等な競争条件(level playing field)」について4回言及。

主な項目	主な内容	
	本ガイドラインの中で示されているEUの立場は、英国が示している英国の立場に適合する権利・義務の水準であり、 英国が立場を発展させるのであればEUも自らのオファーする内容を再考する用意がある。	
前提	英国との協定はどのようなものであっても、権利と義務のバランスに基づき、対等な競争条件を確保しなければならない。 4つの移動の自由は不可分で、セクターごとのアプローチによる単一市場の参加による「いいとこ取り」はできない。EU司 法裁判所の役割は完全に尊重される。	
	英国とのFTAは、英国がEU加盟国でなくなって初めて最終合意・締結することができる。締結される協定によりEU加盟国と同じ利益をもたらされることはあり得ず、それが単一市場やその一部への参加を意味することはない。 含まれる分野は以下の通り。	
FTA	・物品貿易:全てのセクターを網羅し、適切な原産地規則を伴い、無関税、数量規制なしを維持する。 FTA全体の文脈では、既存の漁業海域・資源への相互アクセスは維持されなければならない。 ・適切な税関協力:EU・英国双方の規制・司法の自律性とEU関税同盟の一体性を維持する。 ・貿易の技術的障害(TBT)と衛生植物検疫(SPS)措置に関する規律 ・自主的な規制協力枠組み	
	 ・サービス貿易:受入れ国ルール(原則)の下でサービス提供のための市場アクセス(提供者の設立権を含む)を、 英国が第3国となり、EUと英国が共通の規制・監督・執行・司法枠組みをもはや共有しないという事実と両立 する範囲で、許可する。 ・公共調達市場へのアクセス:投資、知財保護(GIやその他のEUの関心分野を含む)。 	
世界的な課題への取り組み 当該分野でEUと英国は緊密な協力を続けていかなければならない。		
自然人の移動、社会保障の調整、 専門資格の認定等	EU加盟国間の完全な相互関係に基づく自然人の移動や、社会保障の調整、専門資格の認定などの関連分野で野心的な条件を含まなければならない。	

(出所) 欧州理事会

参考

将来関係の枠組みに関するガイドライン②

- ●欧州理事会は2018年3月23日、離脱後の英国とEUの将来関係の枠組みに関するガイドラインを採択。
- ●「対等な競争条件(level playing field)」について4回言及。

主な項目	主な内容
社会·経済的協力	・輸送サービスに関しては、英国のEU離脱後も英国・EU間で接続性を継続確保する。非常に競争が激しいセクターにおいて、対等な競争条件を確保しつつ、とりわけ航空安全・保安協定が一緒になった航空輸送協定や、その他の輸送形態に関する協定を通じて達成する。 ・研究・イノベーションや教育・文化などの分野のEUのプログラムへの参加は、対応するプログラムにおいて定められる第3国の参加条件に従う。
対等な競争条件	英国とEUの将来関係は、対等な競争条件を確保する強固な保証を含んでいる場合のみ、相互に満足のいく方法で運用される。目的は、とりわけ競争と国家補助、税制・社会・環境・規制措置や行為などにおいて、英国が保護水準を下げることで享受しうる不公平な競争優位を防ぐこと。それには、EU基準や国際基準と一致する実質的な規制の組み合わせ、国内で効果的な実施を確保する十分なメカニズム、協定における執行と紛争解決メカニズム、EUの自主的な救済措置が要求される。これらは全てEU・英国の経済的つながりの深さと広さと釣り合うものである。将来枠組みでは、EUの金融安定性を守り、規制・監督体制と水準、およびその適用を尊重しなければならない。
貿易・経済協力以外の分野で EUが特別なパートナーシップを 構築する用意がある分野	・法の執行・刑事司法協力:効果的な情報交換、法執行機関間の実務協力への支援、刑事司法協力を含まなければならない。 ・外交・保安・防衛政策における協力:EUの意思決定の自律性を尊重し、適切な対話、協議、調整、情報交換、協力のメカニズムを予見しなければならない。その前提条件として、情報セキュリティー協定を締結しなければならない。
データフロー	データに関するルールを含まなければならない。個人情報に関しては、EUの保護と本質的に同等の水準を確保する目的で、 十分性に基づいて、EUルールによって保護されなければならない。
ガバナンス	英国との将来関係に関するガバナンスは、管理や監督に加え、制裁や他分野での対抗措置(cross-retaliation)メカニズムを含む紛争解決と法の執行を取り扱わなければならない。将来関係全体のガバナンスを設計するに当たっては、将来関係の内容や深さ、有効性と法的確実性を確保する必要性、EU司法裁判所の役割を含むEUの法秩序の自律性の要件を考慮することを求める。

(出所) 欧州理事会

新たな通商協定を巡りアプローチに差異

○EUは、新協定では英国が単一市場と同等の便益を得られない旨強調 ○協定締結のタイミングに関し、非現実的な英国の希望

※背景がオレンジの項目は、英国・EUの交渉方針の隔たりが大きい分野、緑は同方針が近い分野、黄色はその中間を表す。

	項目	EUの交渉ガイドライン内容	英国のEU離脱通知レター内容
	交渉開始のタイミング	・EU基本条約第50条の下で、交渉の第2段階として、EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成。 ・第1段階での交渉での『十分な』進展の確認後に、EU・英国間で将来関係についての予備協議・準備協議に入る。	・EUからの離脱協議と並行して、将来の関係条件を合意する必要がある (EU離脱通知レターでは4回繰り返して強調)。
将来のF	交渉のスタートライン	・EU加盟国でない場合、加盟国のような義務はない代わりに、 加盟国と 同じ権利や同じ便益を得ることはできない。	・英国はEU加盟国であるため、双方の規制枠組みや標準は既に一致している。・規制当局同士の関係は緊密で、長年の協力関係もあり、交渉はこうした独特なポジションから始まる。
TAを含むパートナーシップ協定交渉	対象範囲	・新協定はバランスが取れ、野心的で、広範囲なものになるべき。単一市場の統合や適切な機能を損なわないためにも、単一市場もしくはその一部への参加は認められない。 ・加盟国と同等の便益は提供できないが、EUと英国の双方の関心分野では、強く、建設的な関係を維持し、単なる貿易以上の包括的な関係を構築すべき。	・英国は経済と安全保障の双方で、EUと深い特別なパートナーシップを締結したい。 ・大胆で野心的なFTAを模索。金融サービスやネットワーク産業のような経済関係の深い分野については、将来のFTAでカバーしたい。
	安全保障	・貿易関係を超えて、テロ対策や国際犯罪対策、安全保障・防衛などの他 分野でのパートナーシップ構築を検討する用意がある。	・英国は経済と安全保障の双方で、EUと深い特別なパートナーシップを締結したい。
	将来異なり得る範囲	・英国が単一市場に参加できないため、競争法や補助金での同レベルの 環境保障や、特に税制、社会政策、環境政策のダンピングを通じた不公正 な競争上の利益に対するセーフガードを含めるべき。	・公正でオープンな貿易環境を維持するための規制枠組み構築の管理方 法や問題解決方法を優先すべき。
	紛争解決	・将来のパートナーシップには、適切な施行や、EUの統治や特に意思決定 プロセスに影響しないような紛争解決メカニズムを含める。	 ・公正でオープンな貿易環境を維持するための規制枠組み構築の管理方法や問題解決方法を優先すべき。 ・パートナーシップの範囲は、経済と安全保障問題の双方で、事務方から深く、広範でダイナミックな協力の詳細提案を示す。
	交渉締結のタイミング	・EUと英国の将来関係に関する協定は、英国が第3国(EU域外国)になって初めて合意できる。	・EU基本条約が設定する時期(EUを離脱するタイミングで)に合意できると確信している。

(出所)欧州理事会、英国首相官邸、CICEROなど

参考

EUとの将来関係に関する英国白書

- ●英国政府は2018年7月12日、EU離脱後のEUとの将来関係に関する提案の詳細を示した白書を発表。
- ●物品の自由貿易圏の形成を中心とする経済パートナーシップの他、セキュリティ、横断的分野、制度的取決めについてカバー。

経済パー	L+ _	こいいつ。
が主力・	トノー	ンツノ

小王//3/ \	
・EU単一市場、EU関税同盟から離脱。同時に、EUとの新たな経済パートナーシップの締結による 基本方針 の雇用を守り、経済成長を目指す。 ・米国、オーストラリア、ニュージーランド等との二国間協定の締結。TPP11への参加を検討。	
物品貿易	・自由貿易圏(Free Trade Area)を確立。農産品を含む。 ・共通ルールを提供し、関税、関税割当、原産地規則を導入しない。 ・「円滑化された通関取決め(Facilitated Customs Arrangement: FCA)」により、英国を経由する、EUが仕向け地の物品に対する関税を英国がEUに代わって徴収することで、英国・EU間の通関手続きをなくす。
サービス貿易、投資、デジタル	・新たな取り決めを追求。EU加盟時と同等の市場アクセスを相互が得ることはない。
EU専門機関への傘下	・医薬品、化学、航空については、それぞれのEU機関(欧州医薬品庁:EMA、欧州化学機関: ECHA、欧州航空安全機関:EASA)に資金を拠出し、議決権なしでも継続参加を追求。
人の移動の自由	・EUとの間の人の移動の自由は終了。アイルランド人に対しては、共通渡航地域(CTA)により特別な 措置を継続。

横断的分野

データ保護・個人データの移転の継続性を含め、データ保護機関間の協力の継続	
協力に関する協定	・科学研究、国際開発援助、防衛能力構築等の分野の継続協力に向けた新たな協定の締結。 ・「Horizon Europe」「Euratom Research and Training Programm」「Joint European Torus」「ITER」を含む、EUの研究・イノベーションプログラムへの参加。
宇宙	・「ガリレオ」を含むEUの宇宙開発プログラムへの継続参加。
漁業	・英国は国連海洋法条約に基づいた独立した海洋国家として、領海と排他的経済水域での漁業へのアク セスを管理。

ご参考情報

- ・ジェトロの情報発信WEBのご紹介
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/ (英国のEU離脱に関する情報のページ)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/ (英国情報のページ)
- → http://www.jetro.go.jp/biznews/ (世界のビジネスニュース:ビジネス短信)
- → http://www.jetro.go.jp/world/
 (ジェトロ国・地域別情報)
- → https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html
 (メルマガ:ユーロトレンド配信登録)(無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします。 ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

<免責条項>

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。 ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被 る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。